資料5-5

有識者ヒアリング調査結果

令和4年10月21日

30by30に係る経済的インセンティブ等検討会
事務局

有識者ヒアリング調査対象者

No.	ヒアリングに係る分野	氏名	所属	実施状況
①	バンキング	上杉　哲郎　氏	株式会社日比谷アメニス　取締役	済
②	バンキング	阿久津　圭史　氏	日本政策投資銀行	済
		及川　敬貴　氏	横浜国立大学大学院　教授	済
③	カーボンクレジット	杉村　麻衣子　氏 高浜　慎太郎　氏 奥田　直哉　氏 鬼頭　健介　氏	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	済
④	その他（生物多様性の経済価値評価）	久保　雄広　氏	国立環境研究所　主任研究員	済
⑤	その他（生物多様性の価値の需要・供給）	岡野　豊　氏 稲垣　孝一　氏 石本　さや香　氏 金成　かほる　氏 稲熊　あすみ　氏	日本電気株式会社（NEC）サスティナビリティ推進部	済
－	その他（REDD+）	百村　帝彦　氏	九州大学　教授	11/4予定

ヒアリング結果①バンキング

株式会社日比谷アメニス　取締役　上杉氏

■ 生物多様性の価値評価について

- **質を重視しすぎると議論が進まないため、まずは量で見るべき**と考える（欧州でも同様の議論があった）。

→現在保全されている場所だけでなく、管理することで良好な自然環境が形成されるのであれば、生物多様性の価値を認めても良いと考える。

■ 生物多様性の価値売買へのインセンティブ付与について

申請者・管理者がOECM認定を受けるインセンティブ

- 価値売買以外にも、**管理に必要な人材や費用負担の軽減になれば認定されるインセンティブにつながる**。
- 経営者が変わると活動が止まる場合が考えられ、活動が継続するインセンティブが必要である。

民間団体が申請者・管理者を（経済的に）支援するインセンティブ

- 開発に対するオフセットとしてのバンキングだけでなく、証書化した価値の売買という形で企業がネイチャーポジティブに参加するという方法も考えうる。例えば、企業が再エネ100%の電力を購入することと同じ仕組みでボランタリーな売買が可能と考える。
- 日本は生態系が多様であり、オフセットが開発の免罪符になることを懸念する声も多いため、オフセットの制度化は難しいと考える。少なくとも生物多様性の価値売買の実績を示すことが必要となる。

ヒアリング結果②バンキング

日本政策投資銀行　阿久津氏
横浜国立大学大学院　教授　及川氏

■自然共生サイトの認定について

- OECM認定のポテンシャルがある土地区分がどれほどあるかを先に見積もるべきである。
- OECM認定地がどれほど長期保全に貢献できているかの説明が求められる。

→認定の短期間での打ち切りが頻発するようでは、経済的な支援者が減ると予想される。

- **認定地の管理方法や書類作成の支援等の伴走支援が重要**であり、認定側の現場スタッフとしてどのような有識者・人材がどの程度必要なのかを早めに把握する必要がある。

■国際的な生物多様性オフセット・バンキングの最新動向や注目されている論点について

【オーストラリアのニューサウスウェールズ州の事例の紹介】

開発規制・オフセット義務を強化し、本格的にバンキング型の運用を始めたが、問題点が続出している。

- 多数の開発プロジェクトに対してクレジットが十分確保できていない。
- 保全サイトの生態系価値の査定や土地所有者の管理行為の取り決めに時間とコストがかかりすぎる。

→日本でもオフセットバンキングを義務化する場合は**クレジットの需給バランス**の問題が発生する。

- バンキングを行う場合、特に**等価性の取り扱い**がポイントとなる。
- 生物多様性に関する目標や懸念点は地域ごとに異なりうるため、 OECMをTNFDの枠組みの中で評価するのは難しいと考える。

ヒアリング結果③カーボンクレジット

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社　杉村・高浜氏他

■J-クレジット・グリーン電力証書・非化石証書の異同　※共通論点の整理として

種別	オフセットクレジットか否か	追加性	権利の行使（償却）手続き
J-クレジット	○	含まれる	転売可能で明確な無効化・償却がある。
グリーン電力証書	×	含まれる	認証後、最終的な権利訴求者を指定して発行される。
非化石証書	×	含まれない	年度持越しができないため、制度運営者に対する償却の概念はない。（会計上、費用化することを償却と呼ぶ。）

■J-クレジット制度に関する最新動向について

- 森林において、主伐後、再造林した林分の吸収量を再造林年度に一括認証可能に方法論を変更。
- 東京証券取引所にてカーボンクレジット市場の実証が9/22から開始され、J-クレジットが売買されている。

■生物多様性分野との異同、関係性

- カーボンクレジットでも対象プロジェクトの内容が価値評価に加味されるが、生物多様性の場合はより重視されると考えられ、プロジェクトの実施地やプロジェクトの内容（ストーリー性）と紐づけた売買スキームが有効であると考えられる。
- 発行されたJ-クレジット（特に森林による吸収等）の事業地が仮に自然共生サイトの認定を受け、この情報が提供された場合、付加価値として認識され、高値で取引される可能性がある。

ヒアリング結果④生物多様性の経済価値評価

国立環境研究所　主任研究員　久保氏

■OECM認定を受けるインセンティブについての視点

- 団体が保全活動をする上でのモチベーションを知る必要がある。

→そのうえで**活動の障壁となる事象を把握し、取り除くような支援が必要**である。

→**認定を受ける団体を累計化・細分化し、それぞれに適したインセンティブが必要**となる。

企業

NPOや個人

- 人的リソースを求める場合
- 金銭的なインセンティブを求める場合
- **金銭的なインセンティブによりモチベーションが低下**してしまう場合

金銭的なインセンティブと非金銭的なインセンティブの組合せ、使い分けが効果的

- クラウドファンディングや募金は一過性になりがちである。

→生物多様性のアウトカムをベースにした仕組みを考える必要がある。

- 募金実験では行政の関与があった方が募金額が高くなる事例もあり、**行政の自主的な努力や関与したことによる信頼性の向上が重要**と考える。

ヒアリング結果⑤生物多様性の価値の需要・供給

日本電気株式会社　サスティナビリティ推進部　岡野氏他

■ 支援者（企業）の根本的なニーズと生物多様性価値の購入・権利の行使インセンティブ

- CDPのような格付け機関の項目の一つにOECMの管理等が入っていると、企業としてもやらなくてはいけないこととして認識しやすい。

→公共・民間いずれにおいても、**調達基準はインセンティブとなりうる**。
例えば、最近海外の取引先からSBT 1.5やRE100を調達基準に入れるという話も出ている。

- 企業として自然資本関連の貢献やリスク管理を開示していく必要がある中で、企業が生物多様性に貢献していることへの環境省からのお墨付きがあるだけでも有益と考える。

- **企業版ふるさと納税で人材派遣、資金提供する場合も、事業との関連性や将来的な有益性が必要**と考える。ただし、前者は環境人材が足りておらず派遣が難しい状況である。

- 企業が支援（保全）活動を行う上で、なぜそれをするのかストーリーを考えたうえで、社内の合意形成を図る必要がある。ストーリーがなければ、目先の行動で終わる可能性がある。

→経営層の生物多様性への理解を深めてもらうような働きかけを環境省にしてほしい。

■ サイト認定者・管理者による支援者のニーズ喚起についての意見

- 対個人では**環境価値の定量化・可視化よりも人の心に響くかが最も購買意欲に差を生む**と感じている。（対企業では異なる可能性がある）
- 生物多様性地域戦略を理解しその協力や目標への達成状況を開示することで、地域の一員として受け入れられていることを示すことが投資家にとっても重要だと考える。